

みどり園指定短期入所生活介護事業所運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人立石会が開設するみどり園指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員又は介護職員等（以下「従業者等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第2章 事業所の名称等

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 みどり園指定短期生活介護事業所
- 2 所在地 鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋1937番地

(利用者の定員)

第4条 事業所の利用者の定員は20名(介護予防短期入所生活介護と併せて)とする。

(サービスの内容)

第5条 事業所は、利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神ケア、健康管理及び療養上の援助、機能訓練、社会生活上の便宜、日常生活上の支援を提供するものとする。

2 事業所が利用者に対して実施するサービスの内容は、利用者にかかる居宅サービス計画を基に、短期入所生活介護サービス計画書を作成し、当該計画に沿ったサービスを提供するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、琴浦町、北栄町（旧大栄町）とする。

(職制)

第7条 事業所の職制は、次のとおりとする。

- 1 事業所に施設長、係に課長、係長及び主任をおくことができる
- 2 施設長、課長、係長及び主任に補佐をおくことができる。

3 前職の職位のほか必要な職位を置くことができる。

(職責)

第8条 従業者等の職責は、次のとおりとする。

- 1 施設長は、事業所の業務を統括し、所属従業者等を指揮監督する。
- 2 課長、係長及び主任は施設長の命を受け、係の業務をつかさどり、所属従業者等を指揮監督する。
- 4 前項に定める従業者等以外は、上司の命を受け、担任の業務に従事する。
- 5 従業者等は、業務の執行状況につき随時文書又は口頭をもって、上司に報告するものとする。

(従業者等の職種及び員数)

第9条 事業所に勤務する従業者等の職種及び員数は次のとおりとする。

- 1 施設長 1名
- 2 生活相談員 2名以上
- 3 看護職員 4名以上
- 4 介護職員 34名以上
- 5 機能訓練指導員 2名以上
- 6 管理栄養士 1名以上
- 7 調理師（実情に合った人数）

(職務内容)

第10条 従業者等は、利用者を主体性のある個人として尊びプライバシーを尊重し、個々にあった自立支援と自己決定の観点に立って利用者が安寧に過ごせるような処遇に努める。

2 施設長は、理事長の命を受け、事業所の業務を統括し、職員管理、業務の実施把握その他の管理を一元的に行う。

3 生活相談員は、利用者の入所・退所に係る手続き、生活相談、面接、身上調査、統計並びに利用者処遇の企画及び実施、利用者の教養娯楽、関係機関との連絡、諸手続き、家族及び地域住民の各種相談、地域福祉活動に従事する。

4 介護職員は、利用者の日常生活上の介護、相談及び利用者の教養娯楽並びに処遇記録の整備保管に従事する。

5 看護職員は、利用者及び従業者等に対する医師の診療の補助及び看護並びに協力病院等との連絡・調整及び諸手続、利用者、従業者等の保健衛生管理に従事する。

6 機能回復訓練員は、利用者の機能回復に必要な訓練及び機能低下を予防する業務に従事する。

7 管理栄養士は、利用者の献立作成、栄養量計算、材料の検査及び給食記録を行い、利用者の栄養管理に従事する。

8 調理師は、給食業務に従事する。

(短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第11条 短期入所生活介護の内容及び短期入所生活介護を提供した場合の利用料は、

厚生労働大臣の定める介護報酬の告示上の額とし、事業を提供した場合の利用料の額は、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担割合に応じた額とする。

2 第6条に定める通常の事業の実施地域以外の事業の実施にあたる送迎は、通常の事業の実施地域を越えた地点から別表1である交通費実費を徴収する。

3 食費、居住費、理美容代等は実費である別表1の額を徴収する。

4 前第2項及び第3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明を行い、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けるとする。

第3章 運営に関する重要事項

（内容及び手続きの説明及び同意）

第12条 事業の開始に際し、施設長若しくは従業者等は、利用申込者若しくはその家族に、サービス内容及び利用料金等の重要事項を記した文章を交付し、同意をする旨の文章に署名（記名押印）を受けるとする。

（秘密保持）

第13条 従業者等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 従業者等でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者等は、利用者に、医療上、緊急の必要性がある場合は、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとする

4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合等は、利用者若しくはその家族に、個人の情報をを用いる旨の同意文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（緊急時等における対応方法）

第14条 従業者等は、短期入所生活介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、施設長に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第15条 施設長は、火災、地震、風水害等非常災害に備えて、消火、避難、救出等にする計画を定め、定期的に訓練の実施等万全の対策を講じるとともに、利用者が常に防災に心掛けるよう指導しなくてはならない。

（防災訓練）

第16条 総合防災訓練を年2回以上とし、所轄消防署と連絡をとり、行うものとする。

(災害時の措置)

- 第 17 条 災害等により、入所者が事故にあった場合は、速やかに適切な措置をとるとともに、直ちに関係機関及び身元引受人等に連絡しなければならない。
- 2 施設は非常災害発生時において、入所者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

(衛生管理等)

- 第 18 条 施設は、感染症又は食中毒が発生し、まん延しないよう次の各号に定める措置を講じる。
- 2 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の為の指針を整備するとともに、入所者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従った必要な措置を講じる。
 - 3 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の為の委員会及び研修を定期的実施する。

(虐待防止)

- 第 19 条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため次の各号に定める措置を講じる。
- 2 施設における虐待が発生した場合の対応及び再発防止等のための指針を整備する。
 - 3 虐待防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的実施する。
 - 4 入所者及び家族等からの虐待に関する苦情処理体制を整備する。
 - 5 虐待に関する相談の受け入れ、成年後見制度の利用支援等その他の虐待防止に必要な措置を講じる。

附則

- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- この規程は、平成15年5月1日改正、施行する。
- この規程は、平成17年10月1日改正、施行する。
- この規程は、平成18年4月1日改正、施行する。
- この規程は、平成19年4月1日改正、施行する。
- この規程は、平成20年4月1日改正、施行する。
- この規程は、平成21年4月1日改正、施行する。
- この規程は、平成22年4月1日改正、施行する。
- この規程は、平成23年4月1日改正、施行する。
- この規程は、平成24年4月1日改正、施行する。
- この規程は、平成24年11月1日改正、施行する。
- この規程は、平成25年3月1日改正、施行する。
- この規程は、平成25年4月1日改正、施行する。
- この規程は、平成26年4月1日改正、施行する。
- この規程は、平成27年8月1日改正、施行する。
- この規程は、平成28年4月1日改正、施行する。
- この規程は、平成29年4月1日改正、施行する。
- この規程は、平成30年4月1日改正、施行する。
- この規程は、平成31年4月1日改正、施行する。
- この規程は、令和元年10月1日改正、施行する。
- この規程は、令和3年4月1日改正、施行する。
- この規定は、令和6年4月1日改正、施行する。

別表1	食費	1日	1,480円 (朝食400円・昼食590円・夕食490円)
	居住費	1日	860円
	理美容代	1回	1,500円～2,500円
	交通費実費	片道10kmごとに	1,000円